

## 静岡県告示第486号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第8項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について（令和2年5月15日静岡県公表一部改正）にかかる内容を変更したので、同条第9項で準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

第2のくろまぐろの漁獲可能量について静岡県の知事管理量に関する事項の表を次のように改める。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	35.5トン	うち2.5トン を留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	21.7トン	うち2.4トン を留保する

第3の採捕の種類別の数量及び期間別の数量の表の一部を次のように改める。

### 【採捕の種類別の数量】

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	24.8トン	14.6トン
本県の定置漁業の割当量	8.2トン	4.7トン

### 【期間別の数量】

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	24.8トン
うち令和2年（2020）4月から7月まで	4.7トン
令和2年（2020）8月から11月まで	11.4トン
令和2年（2020）12月から令和3年（2021）3月まで	8.7トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	8.2トン
うち令和2年（2020）4月から7月まで	5.9トン
令和2年（2020）8月から11月まで	2.0トン
令和2年（2020）12月から令和3年（2021）3月まで	0.3トン